

CHAPTER

1



第1章

長期計画の概要

第1章

長期計画の概要

1. 策定の目的

趣 旨

「第2期江東区長期計画」は、区の基本構想に掲げる将来像「みんなでつくる伝統、未来水彩都市・江東」を実現するため、令和2年度から令和11年度までの10か年の区取り組みの方向性をまとめた、まちづくりの羅針盤となるものです。

第2期長期計画策定時には想定しえなかった社会経済情勢の変化や、多様化・高度化する区民ニーズに的確に対応するため、このたび、「第2期江東区長期計画(後期)」を策定しました。

第2期長期計画(後期)の策定にあたっては、長期計画の性格、位置づけは計画期間を通じた考え方であり、分野別計画等についても、基本的には計画期間における施策の方向性を示すものであるため、第2期長期計画(後期)でもその内容を踏襲しつつ、必要に応じて所要の見直しを行いました。

また、検討にあたっては、こうとう区民会議、小学校4年生～高校3年生までを対象としたこうとうジュニア未来会議、パブリックコメント、外部有識者等から構成する外部評価委員会等で、本区の特色や、今後、重要となる考え方等について、広くご意見をいただき、計画に反映しました。

背 景

第2期長期計画策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生命や健康のみならず、地域コミュニティや社会経済活動にも重大な影響を及ぼしました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、ゼロカーボンシティの表明、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続など、区民生活を取り巻く環境は大きく変化し、将来を見通すことが難しくなっています。

社会経済情勢が刻々と変化していく中、少子高齢化の急激な進行や気候変動による自然災害の激甚化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、さまざまな要因が複雑に絡みあう課題に対し、笑顔があふれる未来の江東区づくりを推進する必要があります。



第2期長期計画(前期)の取り組みと成果

平成21年に基本構想を策定し、その基本構想を実現するための具体的な指針として、第1期長期計画(平成22年度～令和元年度)を策定、令和2年には、次なるステージとして第2期長期計画(令和2年度～令和11年度)を策定し、取り組んできました。

第2期長期計画(前期)では、認可保育所の整備を進め、令和4年度に待機児童の解消を達成しました。また、子育て家庭への支援として、亀戸子ども家庭支援センター整備のほか、令和4年5月に、子ども家庭支援センターとこども図書館を合築した複合施設「こどもプラザ」を開設しました。

さらに、高齢者福祉においては、特別養護老人ホームの改築にあたって増床を図るとともに、亀戸九丁目都有地を活用し、区内16カ所目となる特別養護老人ホーム並びに都市型軽費老人ホーム、介護専用型ケアハウスの整備を進めています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催後、スケートボードパークなどのスポーツ施設の整備のほか、スポーツを通じた区民の健康づくりの促進などを積極的に進めています。

そして、半世紀にわたり、区と区議会、区民が一つになって絶え間なく必要性を訴え続けてきた地下鉄8号線の延伸については、令和4年3月に国土交通大臣より豊洲～住吉間の鉄道事業許可が正式になされました。

これらの取り組みが実を結び、区政世論調査における区民の「江東区への定住意向」については9割を堅持していますが、今後も江東区に「ずっと住みたい」と思う区民が増えるようなまちづくりに取り組んでいきます。

2. 長期計画の位置づけ

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、具体的方向性を明確にするものです。

また、国・都及び企業等が本区に関わる事業を展開するにあたって、その指針となるものであり、公共施設の建設、改修などの施設整備事業（ハード事業）及び人的サービスの施策などの非施設事業（ソフト事業）からなる総合計画です。

なお、本計画は、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づく地方版総合戦略としての内容を備えていることから、総合戦略を内包するものとして位置づけます。

1. 計画体系の明確化

長期計画は、基本構想に掲げる将来像と施策の大綱等に従い、分野別の計画体系を示すとともに、重点的に取り組むべき施策を明示したものです。

2. 予算編成の基礎

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、その具体的方向性を明確にするとともに、各年度の予算編成の基礎となるものです。

3. 部門計画の上位計画

長期計画は、各種の部門計画の上位計画であり、部門計画の対象範囲、方向性を調整する際の指針となるものです。

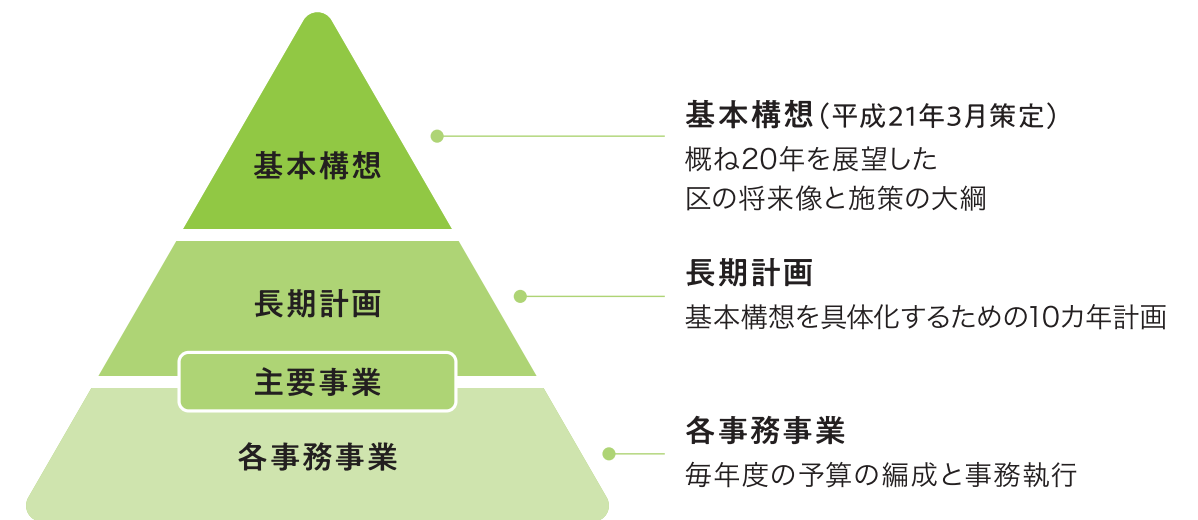
4. 進捗管理と施策評価の基準

長期計画は、計画期間における施策体系と施策を実現するための取り組み、成果目標を明らかにしたものであり、各年度の予算編成による進捗管理と施策評価の基準となるものです。

3. 体系と計画期間

1. 計画の体系

基本構想に示された江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現を目指し、下記のような計画を体系とします。



（主要事業）長期計画の各分野の「目指す姿」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、第2期長期計画として、令和2年度から令和11年度までの10か年とします。このうち、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とします。

平成22 （2010） ～ 令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） ～ 令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度	令和9 （2027） 年度	令和10 （2028） 年度	令和11 （2029） 年度
平成21年策定 基本構想20年						
第1期長期計画 （前期）（後期）	第2期長期計画 （前期）	第2期長期計画 （後期）				
		各事務事業（毎年度）				
					...	



4. 進行管理

長期計画には、施策ごとに、施策が目指す江東区の姿を目標として示すとともに、施策の成果や状況を測る指標(モノサシ)を設定しています。

長期計画の推進にあたっては、各年度の予算に基づき施策や各事務事業を実施しながら、施策ごとの指標を活用しつつ、その成果や社会状況の変化について評価を行う「行政評価システム」を活用します。

評価にあたっては、多面的かつ客観的な視点に立った評価を行い施策に反映させるため、外部評価を実施します。区民・外部有識者等と区が対話を通じて評価を行い、評価結果を可能な限り予算へ反映させることで、PDCAサイクルを適切に運用し、長期計画が目指す将来像を実現します。

